

一般社団法人栃木県 L P ガス協会長  
一般社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会長  
一般社団法人栃木県冷凍空調工業会理事長

} 様

栃木県産業労働観光部工業振興課長

## 令和 6 年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

本県の高圧ガス保安行政の推進につきまして、日頃から御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室から、別添「高圧ガス保安活動促進週間実施要領」（平成 29 年 9 月 15 日付け 20170828 保局第 1 号）に基づき、今年度は 10 月 23 日（水）から同月 29 日（火）の間で実施する旨、連絡がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、取組の実施にあつては、県内における高圧ガス事故や高圧ガスに係る通報等を踏まえ、下記 1～7 について、特に重点的に取り組んでくださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 高圧ガス設備における漏えいの未然防止について

設備の老朽化による漏えい事故が多発しているため、日常点検による外観等の確認はもとより、定期的な設備改修や管理方法の見直しなどにより、漏えい事故の未然防止を図ること。

特に冷凍設備では、圧縮機と配管の接続部分や断熱材で被覆された配管、熱交換器のフィンチューブ等での漏えい事故が多いため、設備の稼働状況や直近の定期自主検査の結果等を踏まえて、防錆塗装の補修や日常点検の見直しを含めた効果的な対策を講じること。

### 2 高圧ガス容器の保安管理の徹底について

今年度、高圧ガス容器の管理が不十分であったことに起因した、容器の紛失や盗難、ガス噴事故が多発している。高圧ガス販売業者にあつては、高圧ガス容器の引渡しにおいて、容器の腐食防止措置や 40℃以下保持（直射日光を遮る措置）等に不備がないか、改めて確認するとともに、購入者への周知等により法令遵守の徹底を図ること。

また、過去に引き渡した容器が放置等されていないか、取引先への確認を徹底するとともに、不要な容器は回収するなどにより、容器管理の徹底を図ること。

高圧ガス容器を取り扱う工場・事業所にあつては、場内に放置容器が生じることのないよう、高圧ガスの容器授受（充填容器及び残ガス容器の受払い）について、受払簿等による管理を徹底すること。

### 3 建設工事等におけるガス管損傷について

本年、3月7日、経済産業省から関係省庁を通じた注意喚起が行われたところだが、今年度も、県内において建設工事等によるガス管損傷・ガス漏えい事故が発生している状況にある。

高圧ガス販売業者にあつては、経済産業省作成のリーフレット活用による一般消費者等への周知や建設工事への立会い等により、ガス管損傷による高圧ガス漏えい事故の未然防止を図ること。

○経済産業省 HP「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について (R6. 3. 7)」

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/03/20240307-01.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240307-01.html)

### 4 高圧ガス運搬時の保安対策について

高圧ガスに係る事故は高い圧力やガスの性状に伴い被害が大きくなるおそれがあるため、高圧ガスの運搬にあつては、高圧ガス保安法第23条に基づく保安上必要な措置を徹底し、事故の未然防止を図ること。特に、4月2日付けで「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程」が制定されたことに伴い、例示基準「充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）」の一部が改正されたことに留意されたい。

### 5 充填所における高圧ガス噴出事故について

今年度、県内のLPガスの充填所における、運転・操作上の要因による高圧ガスの噴出事故が相次ぎ、人的被害も発生している。各事業所においては、作業員に対して正しい作業手順の再確認を行う等、保安に係る教育・訓練の徹底や見直しを行うこと。

### 6 高圧ガス設備の管理徹底について

高圧ガス設備の日常点検や定期自主検査、運転作業等に支障をきたすことがないように、高圧ガス設備の周辺には運転や保安管理に必要なもの以外は置かないなど、整理・整頓を心がけること。

### 7 残ガス容器のくず化に係る取扱いの徹底について

残ガス容器のくず化作業にあつては、事故等が起こらないよう、作業の安全性等を十分に確認してから行うこと（高圧ガスの取扱いに熟練していない者は、高圧ガス販売業者を通じて、専門業者に引取りを依頼すること。）。

また、高圧ガス販売業者にあつては、残ガス容器が不用品回収業者や市町村のごみ処理施設に不用意に引き渡されないよう、購入者への周知等を徹底すること。

以上

保安担当

TEL:028-623-3196 FAX:028-623-3945

E-mail:kougyou-hoan@pref.tochigi.lg.jp